

上尾市

自転車用ヘルメット購入費
最大2,000円補助します！

道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対し、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の**約5割**が頭部に致命傷を負っています。自転車に乗るときは、安全基準を満たしたヘルメットを正しく着用しましょう！

補助金額

ヘルメット購入費の2分の1（100円未満切り捨て・上限2,000円）

申請期間

令和6年6月3日（月）～令和7年3月31日（月）

※予算に達した場合、期間中であっても申請の受付を終了いたします。

申請方法

- ① 申請書類を上尾市交通防犯課へ持参
（受付時間 平日8：30～17：00）
- ② 上尾市 電子申請・届出サービスを利用
（24時間受付〈メンテナンス等により休止の場合あり〉）



上尾市 電子申請・届出サービス
補助金交付申請受付

必要書類等の詳細につきましては、裏面をご確認ください👉

【お問い合わせ先】 上尾市交通防犯課 048-775-5138

対象になる方

※以下の要件を全て満たす必要があります。

- 補助金を申請する日において市内に住所がある方
- 暴力団員でない方

対象になるヘルメット

※以下の要件を全て満たす必要があります。

- 自転車に乗車する際に頭部の保護を目的としているもの
- 令和6年4月1日以降に購入したもの
- 未使用のもの（中古ではないもの）
- S G基準、またはこれに相当する安全基準を満たしているもの
 - ▶ 主な安全認証 … SGマーク、JCFマーク、CEマーク（EN1078の表記があるもの）、GSマーク、CPSCマーク（1203の表記があるもの）

申請に必要なもの

- 補助金交付申請書兼請求書
- 購入したヘルメットの領収書またはレシートの写し
（購入したヘルメットの購入日、商品名、購入金額、購入個数等が確認できるもの）
- 申請者の公的身分証明書の写し
- 振込先金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し（口座名義人が申請者のもの）
- 安全基準を満たしているマークが確認できる書類の写し
（保証書、取り扱い説明書、安全基準を満たしているマークが貼付されているヘルメットの写真等〈書類の用意が困難な場合は、ヘルメット本体の提示でも可〉）

注意事項

- ◆ ヘルメットの保証に係る経費や送料等は、補助の対象になりません。
- ◆ 申請受付は先着順とし、予算に達し次第、受付を終了いたしますので、ご注意ください。
- ◆ 補助金の交付を受けることができるヘルメットは、着用者1人につき1個限りです。
- ◆ ヘルメットの着用者が未成年の場合は、2親等以内の親族が補助金の申請をしてください。

その他、詳細につきましては上尾市交通防犯課のホームページを
ご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 上尾市交通防犯課 048-775-5138